

消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務委託に係る 「公募型プロポーザル方式」企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」という。）を実施します。

令和6年7月30日 山梨県知事 長崎 幸太郎

1 目的

高齢化の進行や世帯の単身化、デジタル化の進展に伴う電子商取引の拡大など消費者を取り巻く環境は日々変化しており、複雑多様化する消費者トラブルの未然防止のため、消費者に対して消費者問題への対処策や必要な知識を周知する必要がある。

本業務では、消費者自身が消費生活に関する知識の習得や情報収集を図り、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処する能力を身につけるため、消費者トラブルの情報をわかりやすく伝える動画を制作し、SNS 広告として配信するとともに、デジタルサイネージで放映することにより、幅広い周知と情報発信を行うことを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名
令和6年度 消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務
- (2) 業務の内容
別添「令和6年度 消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託料の上限額
金7,723,650円（消費税及び地方消費税を含む）
※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。また、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者又は契約までに名簿に登録見込みの者であること。
- (4) この公告の日以降に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」及び「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- (7) 過去2年以内に、国、地方公共団体からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。

4 企画提案募集に関する事項

(1) 担当部署

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号(山梨県庁本館2階)

山梨県県民生活部県民生活安全課 人権・生活安全担当

電話：055-223-1352

メールアドレス：shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 募集要項等の交付

山梨県県民生活部県民生活安全課ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/index.html>

(3) 企画提案参加資格確認申請書の提出

①参加を希望する者は、企画提案参加資格確認申請書(様式1)(以下「申請書」という。)を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

②申請書の提出期限及び場所

ア 提出期限 令和6年8月14日(水)午後3時

イ 提出先 4(1)に記載

ウ 提出方法 持参又は郵送

※持参での受付は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、配達記録などにより期限内に到着したことが確認できる方法とすること。

③申請書には次の書類を添付して提出すること。

ア 物品等競争入札参加資格審査結果通知書(3(3)に該当することの証明書類)の写し

※物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和3年山梨県告示第67号)により申請中の場合は、「物品等競争入札参加資格審査申請書」の写しを添付し、資格を得た時点で3(3)を証した書類の写しを速やかに提出すること。

※競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項の照会先

(所在地) 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号

(機関名) 山梨県出納局管理課調度担当

(電話番号) 055-223-1395

イ 誓約書(様式2)

ウ 過去2年間の国、地方公共団体からの同種又は類似の業務の主な受託実績(様式3)

(契約相手方、金額、概要及び実績を記載)

④提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

⑤参加資格確認結果は、全ての申請者に対して書面により通知する。

⑥申請後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 企画提案に関する質問の受付

質問がある場合は、次により質問すること。

①受付期限 令和6年8月6日(火)午後3時

②提出先 4(1)に記載

③提出方法 電子メールとする。件名を「消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務委託に関する質問」とし、電子メール送信後、4(1)に記載の電話番号あてにメールの到達確認をすること。

④提出書類 質問書(様式4)

⑤その他 ・提出された質問の要旨及び回答は、令和6年8月8日(木)午後5時までに4(2)に記載の山梨県県民生活部県民生活安全課ホームページに掲載する。

・来訪又は電話による質問への個別回答は行わない。

・公募型プロポーザルに関係ない質問や公平性を保てないと判断した質問には回答をしないこともある。

5 企画提案書等の提出

提出する企画提案は1参加者につき1提案とする。提出書類は返却しない。

なお、企画提案において制作する絵コンテ等の内容は、「住宅リフォーム工事の点検商法に対する注意喚起」とする。

(1) 企画提案書（様式任意）

- ・提案者名を記載した表紙（様式任意）を付け、表紙以外の提案書に提案者名を記載しないこと。
- ・仕様書及び以下、①から⑧の内容を含めて作成すること。
- ・仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、委託料の上限額の範囲内で、積極的に提案すること。

①企画案の基本的考え方（コンセプト、イメージ）

②動画構成内容（企画内容・動画概要・絵コンテ等）

③広告動画制作及び出稿スケジュール

④広告動画の再生回数と達成するための工夫

⑤デジタルサイネージ放映場所及びその選定理由

⑥デジタルサイネージ放映スケジュール

⑦本業務を運営管理していく際の管理・実施体制

⑧見積書（様式任意）

- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を基準に契約の協議を行うので、企画書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。
- ・見積書は、仕様書の内容に沿って作成すること。
- ・見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。

(2) 提案者の概要がわかる資料（定款、パンフレット等）

6 提出部数

- ・企画提案書（5（1）） 6部
- ・企画提案書以外（5（2）（3）） 1部

7 提出期限

令和6年8月21日（水）午後5時必着（郵送可）

※持参の場合は、土日・祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、配達記録などにより期限内に到着したことが確認できる方法とすること。

8 委託候補者の選定方法に関する事項

(1) プレゼンテーション審査の実施

企画提案に係るプレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

①日時・場所

令和6年8月26日（月）、山梨県庁内での実施を予定

時間及び場所は企画提案書等を提出した者に対し別途通知する。

②プレゼンテーション審査の時間

企画提案書説明（15分）と質疑応答（10分）により行う。

提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに提案説明は終了とする。出席者は簡潔かつ明瞭な説明に努めること。

③プレゼンテーションの順番

企画提案書等の提出順による。

④その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・企画提案書の説明及び質疑応答は、主担当者となる者が行うこととし、入室は4名以下とする。
- ・会場には県側でプロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンを用意するが、自前のプロジェクターの持ち込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。

- ・やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席又は遅刻した場合は、委託候補者から除外する。
- ・プレゼンテーションは提出された資料をもとに行うこととし、既に提出された企画提案書の差し替えのほか、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

(2) 審査方法及び結果の通知

- ①審査は、本県職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
 - ②企画提案の評価項目は(3)評価項目及び評価基準により、審査を基に、山梨県が第1順位の委託候補者を決定する。
- ※審査項目ごとの採点結果の合計が最も高くても、仕様書に沿わない場合若しくは1項目でも評価点が1の審査項目がある場合又は採点結果の合計が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- ③採点結果の合計が同一の場合は、審査委員会内で協議の上、委員長が順位を決定する。
 - ④採否については、決定後速やかに通知する。
 - ⑤第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。
 - ⑥提案者が1者のみの場合でも、各審査委員の評価結果により提案の内容について事業目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を委託候補者として選定する。

(3) 評価項目及び評価基準

①評価項目

区分	項目	評価の観点	配点		得点
			評価点	係数	評価点×係数
動画	コンセプト	目的を十分に理解し、分かりやすく、魅力ある動画にできるか。	5	3	15
	構成	15秒の時間制約のなかで、構成は優れているか。	5	4	20
	スケジュール	制作及び出稿スケジュールが的確に示され、事業実施が期待できるか。	5	2	10
	SNS 広告再生回数	配信スケジュール等により効果的な事業実施が期待できるか。	5	3	15
デジタルサイネージ	放映場所	多くの人の目に触れる場所を選定するなど、選定理由は適切か。	5	3	15
	放映期間	放映スケジュール等により効果的な事業実施が期待できるか。	5	2	10
実施体制	実行性	人員配置（責任者、担当者の配置）は適切か。 配置予定者には、十分な専門知識や実績があり、委託業務を確実に履行する能力があると認められるか。	5	2	10
経費	経済性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。	5	1	5

②評価基準

評価基準	評価点
非常に優れている／非常に期待できる	5
優れている／期待できる	4
委託先として望ましい水準	3
やや劣る／あまり期待できない	2
要求水準を満たしていない	1

9 審査結果の通知

(1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。

(2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関して不正の行為があったとき
- ⑤その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約に関する事項

- (1) 「8 委託候補者の選定方法に関する事項」により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、随意契約により本委託業務の契約を締結する。
- (2) 契約時の仕様書は、企画提案及び協議の内容を踏まえ、決定する。
- (3) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (4) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、同規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。

11 企画提案に係る日程

- | | |
|------------------------|-------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年7月30日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和6年8月6日（火）午後3時 |
| (3) 質問回答 | 令和6年8月8日（木）午後5時まで |
| (4) 企画提案参加資格確認申請書の提出期限 | 令和6年8月14日（水）午後3時 |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年8月21日（水）午後5時 |
| (6) 審査 | 令和6年8月26日（月） |

12 その他

- (1) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 提出書類の取扱い
 - ①提案者が山梨県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
 - ②提出書類は、いかなる理由があっても返却しないものとする。
 - ③提案内容に含まれる著作権法や特許権等の法令を遵守することとし、日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。
- (3) 提案者が本企画提案参加に要した一切の費用については、全て提案者自身が負担するものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間、「3 参加資格要件」を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (5) 「3 参加資格要件」を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加を認めないことがある。